

補助事業で取得した財産の耐用年数中は財産の処分に制限があります。



○ 財産処分について

補助事業で取得した財産
(1件あたりの取得価格が50万円以上)
の耐用年数中*1は財産の処分に
制限があります。

処分制限の期限内に
財産処分をする場合は
手続きが必要です。

(補助金交付要綱第11条、
事務取扱要領第12条)

*1：耐用年数の例

- ・農業用機械 7年
- ・パイプハウス 10年



<財産処分の例>

処分方法によっては、
補助金返還が必要な場合もあります。



【目的外使用】
事業計画以外に使用等



【譲渡】
機械を他人に譲る等



【貸付】
知人に機械を貸す等
【その他】交換・取壊し等



【担保に供する】
機械に抵当権を
設定している等

▶詳しくは裏面へ

⚠️ ○ 財産処分について

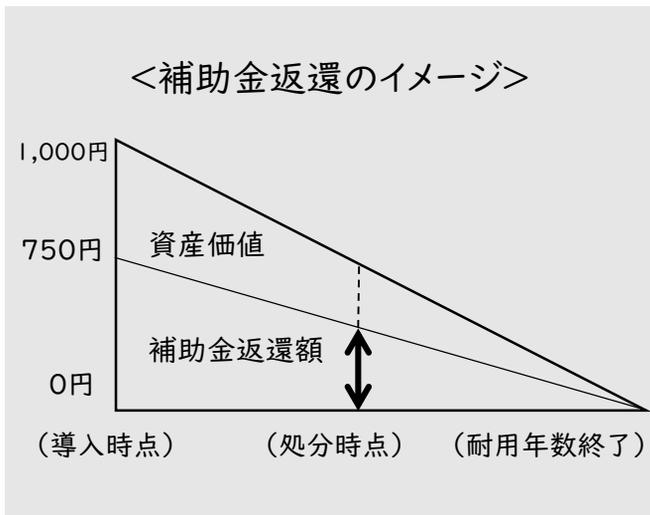
Q.財産処分の手続きとは？

A.財産処分承認申請書を作成し、
県知事等の承認を得て財産処分することになります。
→県農林事務所へご相談を！



Q.補助金返還はどのような場合？

A.例えば、財産処分時に収入が生じたとき、
収入額とその財産の耐用年数から
返還額を算定します。
減価償却を行い、処分時点における
補助金の残存分を返還いただきます。



◎処分する前に、
あらかじめ所管の
県農林事務所へ御相談ください。

⚠️ ○ 災害報告について

事業で導入した機械・施設等が
処分制限期間内に
天災やその他災害を
受けた場合は県農林事務所へ
ご相談ください。

Q.災害報告は何をするの？

- A.①災害報告書の作成
(災害の原因、被災の程度、
処分に係る収益等の見込額等)
- ②財産管理台帳の写し
- ③被害状況の写真
- ④その他、県が必要と認める書類
を御提出ください。



お問
い合
わせ

ご相談は、下記農林事務所農業振興課までお問い合わせください。

原子力災害発生時の居住地	お問い合わせ先
川俣町	福島県県北農林事務所 TEL 024-521-2604
田村市	福島県県中農林事務所 TEL 024-935-1308
南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、 浪江町、葛尾村、飯舘村	福島県相双農林事務所 TEL 0244-26-1337

※事業全般については福島県農業振興課 TEL 024-521-7336
申請書類：福島県ホームページからダウンロードできます。

福島県被災12市町村

検索